

第 11 回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和 3 年 12 月 24 日（金）午前 9 時 30 分

場所：浜田市役所 4 階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】(16名)

1 番 原田 義一 2 番 三浦 寿紀 3 番 佐々木京子 4 番 柿元 信次 5 番 川本 聖光
6 番 野上 省三 7 番 岡本 健治 9 番 河崎 健 10 番 宮崎 龍生 11 番 玉田 一
12 番 高橋 伸幸 14 番 中田 善喜 15 番 林 秀司 16 番 佐々森義見 17 番 渡辺 弘之
18 番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】(15名)

1 番 前田 正典 3 番 永見 繁廣 4 番 小谷 保雄 5 番 小川 明人 6 番 領家 悟
8 番 岡本 定文 11 番 串崎 美之 12 番 小松原常雄 13 番 渡邊 弘登 14 番 河野 恒弘
14 番 近重 邦昭 16 番 田村 邦磨 17 番 岡田 勝 18 番 大谷 数義 19 番 長野 昭三

2 欠席委員

農業委員 (3名)

8 番 青葉 真、13 番 大崎 健太、19 番 松山 純久

農地利用最適化推進委員 (3名)

2 番 徳田マスエ、9 番 藤若 裕香、10 番 橋本 安延

3 提出議案

○議 案

議第 1 号 農業振興地域整備計画の変更について
議第 2 号 農用地利用集積計画の策定について
議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議第 6 号 転用統制外証明願について

○協議・報告事項

別段面積の指定について
認定電気通信事業者等が行う農地転用届について

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 木屋事務局長、岡本農地係長
産業経済部農林振興課 : 藤井主任主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

<p>議 長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまから、第11回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>年末を控え、それぞれお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>さて、県の農業会議のほうで、農業者年金に相当、力を入れておりまして、JAと一緒に農業者年金をするようにということで、昨年度も2件加入がありました。もう今年は年末を控えておりますので、来年早々ぐらいから農業者年金に力を入れてやっていきたいと思っております。つきましては、委員の皆さん方また、それぞれ地域で適齢の方に紹介をしていただきたいと思っております。これは1号保険者ですので、働いておられる、いわゆる厚生年金、社会保険の方はダメでございます。あくまでも国民年金の方が対象でございますので、また紹介していただければ、説明のほうは事務局と一緒に対応いたしますので、よろしく願い申し上げます。</p> <p>それでは、本日の欠席でございますが、 農業委員の8番 青葉委員、13番 大崎委員、19番 松山委員 推進委員の2番 徳田委員、9番 藤若委員、10番 橋本委員 以上6名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、14番 中田委員、15番 林委員です。 よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第1号、農業振興地域整備計画変更について意見を求めます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>農業振興係長</p>	<p>農業振興地域整備計画変更について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書をご確認いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、変更理由書の内容を説明させていただきます。 (農業振興地域整備計画変更理由書の説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>何かご意見等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>事前にお配りしておりますので、お目通しはされておると思いますが、何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ございませんでしょうか。</p> <p>無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更につきまして、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>

委員	～ 全委員 挙手 ～
議長	ありがとうございました。全員挙手でございますので、ご承認いただきました。そのように処理をいたします。
議長	続きまして、議第2号、農用地利用集積計画の策定につきまして議決を求めます。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。 申し出のありました利用権設定は、124件、317筆、473,020㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。 公告日は、12月27日を予定しており、利用権設定については、開始日を令和4年1月1日以降としております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。</p>
議長	ただいま、事務局の説明が終わりました。 皆様方の中で、何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。
領家推進委員	私の借り換えのことで申し訳ないのですが、今まで2,400㎡で借りていたのが2,700㎡になって、これ法面も全部入っているんですが、どうしたらいいんでしょうか。
事務局	登記簿面積で契約させていただいておきまして、水張面積とは違うと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。
議長	よろしいでしょうか。その他、ございますでしょうか。

佐々木委員	〇〇さんは、たくさん出てきているのですが、何人ぐらいの組織でやっておられるのですか。
事務局	今ここでは分かりませんので、また後で回答させてください。
議長	その他、ございませんでしょうか。 無いようですので、採決に入らせていただきます。 それでは、今回の農用地利用集積計画案につきまして、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委員	～ 全委員 挙手 ～
議長	ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理をいたします。
議長	続きまして、議第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	<p>農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第 3 条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>農地法第 3 条申請は、議題の 2 ページの 1～2 号と資料をご覧ください。</p> <p>それでは、1 号について説明いたします。</p> <p>申請地は、〇〇の田、945 m²です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>この申請は、譲受人が売買で申請地を取得し、水稻を作付けするという内容でございます。</p> <p>この度の申請によりまして、譲受人の耕作面積は約 58 a となり、浜田地域の下限面積基準 20 a を満たしております。</p> <p>2 号について説明いたします。資料 3～4 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、金城町今福〇〇ほか 2 筆の田、合計面積 3,736 m²です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>この申請は、譲受人が売買で申請地を取得し、水稻や野菜を作付けするという内容でございます。</p> <p>この度の申請によりまして、譲受人の耕作面積は約 270 a となり、金城地域の下限面積基準 40 a を満たしております。</p> <p>農地法第 3 条申請につきましては、以上 2 件でございます。</p>

議 長	<p>そういたしますと、事務局から説明が終わりました。 それぞれ担当委員さんから補足説明がございましたら、お願いいたします。 1号につきまして、3番 佐々木委員、お願いします。</p>
佐々木委員	<p>先日、事務局のお二人と現地を確認いたしました。作られている様子で、特に問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>2号につきまして、7番 岡本委員、もしくは4番 小谷委員、お願いいたします。</p>
岡本委員	<p>先ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。 皆様方から、ご意見なりご質問なりございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
小川推進委員	<p>2号ですが、水稻や野菜を作付けするとあるのですが、できるんですかね、この段階で。写真を見ると不安なのですが。</p>
小谷推進委員	<p>譲受人は、私の地区の方で、営農組合の構成員です。 人数は把握しておりませんが、〇〇があります。今、どこまでやれるか様子を見ておるところですが、荒れた状態でずっと置いといてもいけないので、やってもらえればいいことだと思っております。ご理解いただければと思います。</p>
議 長	<p>その他、ございますでしょうか。 無いようですので、第3条申請につきまして、2件ございましたが、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 ここで、先ほどの質問に対して回答いたします。</p>
農業振興係長	<p>先ほどの「〇〇」について、説明させて下さい。</p>

	<p>〇〇集落を中心に活動しておられまして、組合員は 28 人程度いらっしゃいます。この度の借り受けを含めて 13 ha ぐらい活動しておられます。</p>
議長	<p>続きまして、議第 4 号、農地法第 4 条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、農地法第 4 条申請について、説明いたします。 農地法第 4 条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものでございます。</p> <p>1 号について、説明いたします。 申請地は、〇〇の畑、289 m²です。 場所は、〇〇になります。 申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「商業地域」で、農地区分は、第 3 種農地に該当いたします。 当該申請は、資料 27 ページに添付しております顛末書のとおり、申請人の父親が相続により取得した土地で、平成 3 年ごろから「駐車場」として使用しているという内容です。 なお、「周辺への被害の恐れは無いと思われるが、問題が生じた場合には、当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対応する。」とのことでございます。</p> <p>農地法第 4 条申請につきましては、以上 1 件でございます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がございました。担当委員さんから補足説明がございましたらお願いいたします。1 号につきまして、19 番 長野委員、お願いいたします。</p>
長野推進委員	<p>先般、現地を確認いたしました。ただ今、事務局のほうから説明がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、第 4 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。</p>
議長	<p>無いようですので、採決に入ります。 第 4 条申請について、1 件ございましたが、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>

委員	～ 挙手 多数 ～
議長	ありがとうございました。農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
議長	続きまして、議第5号、農地法第5条の規定によります許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	<p>それでは、農地法第5条申請について、説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものでございます。</p> <p>1号について説明いたします。 申請地は、旭町今市〇〇の畑、165 m²です。 場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「第1種住居地域」で、農地区分は、第3種農地に該当いたします。 当該申請の転用目的は、駐車場及び車庫で、工事期間は、許可日から令和4年4月末日までとなっており、売買による所有権移転となっております。 なお、「法面の一部を掘削して平地にし、砂や泥が流れないようにする。雨水は、道路側側溝へ流すので周囲への影響は無い。」とされています。また、「被害の恐れは無いと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。」とのことでございます。</p> <p>2号について説明いたします。 申請地は、久代町〇〇の畑、1,578 m²です。 場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「用途指定なし」で、農地区分は、第2種農地に該当いたします。 当該申請の転用目的は、砂利採取で、一時転用、貸借の期間は、許可日から3年間となっております。 なお、「埋立て土砂が流失し周辺の農地に影響が無いように、被害防止対策には万全を期す。その他、被害の恐れは無いと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。」とのことでございます。</p> <p>3号について説明いたします。資料11～12ページをご覧ください。 申請地は、下府町〇〇の田、1,494 m²です。 場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「第1種低層住居専用地域」で、農地区分は、第3種農地に該当いたします。 当該申請の転用目的は、太陽光発電施設の設置で、工事期間は、許可日</p>

	<p>から令和4年10月末日までとなっており、売買による所有権移転となっております。</p> <p>なお、「農地所有者には同意を得ており、転用することによって周囲に被害を及ぼすことは無い。周辺住民等に万一、被害等が発生した場合には、譲受人の責任で話し合いの上解決する。」とのことでございます。</p> <p>続きまして、4～6号について、一括して説明いたします。</p> <p>申請地は、4号が内田町〇〇の田、366㎡のうち北側115.45㎡及び〇〇の畑、300㎡のうち中央部分42.46㎡。5号が内田町〇〇の畑、317㎡のうち南側87.19㎡。6号が内田町〇〇の田、179㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は全て、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「用途指定なし」で、農地区分は、第2種農地に該当いたします。</p> <p>この場所には、始末書が添付されているとおり、平成29年2月に転用許可を取得し、既に太陽光発電施設が設置されておりますが、この度の転用目的は、4号、5号につきましては、通行及び空中線を含む太陽光設備への系統連携接続設備やケーブルの設置に係る地役権の設定であり、6号につきましては、太陽光発電施設、付属設備等工作物、設置建築物の設置に係る地上権の設定でございます。</p> <p>なお、「雨水については、敷地内側溝を通じて道路側溝に放流する。また、周辺への影響は無いと思われるが、万一近隣からの苦情があった場合には誠意を持って対処する。」とのことでございます。</p> <p>7号について説明いたします。資料15～16ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、長沢町〇〇の畑、505㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「用途指定なし」で、農地区分は、第2種農地に該当いたします。</p> <p>当該申請の転用目的は、個人住宅の建築で、工事期間は、許可日から令和4年11月30日までとなっており、親子間の使用貸借です。</p> <p>なお、「生活排水は合併浄化槽を通じ、雨水は市道側溝へ排水するので、周辺への影響は無い。」また、「埋立て土砂が流失し周辺の農地に影響が無いように、コンクリートブロック止めなど被害防除対策には万全を期す。その他、被害の及ぶ恐れは無いと思われるが、万一の場合には関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。」とのことでございます。</p> <p>農地法第5条申請につきましては、以上7件でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。</p> <p>担当委員さんから補足説明がございましたら、お願いいたします。</p> <p>1号につきましては、10番 宮崎委員、お願いいたします。</p>
<p>宮崎委員</p>	<p>ただ今、事務局のほうから説明のあったとおりです。それで、この8ページの下の写真を見ていただきたいのですが、かなり急な斜面となってお</p>

	ります。それを掘削して、駐車場及び倉庫を建設しようという計画のようです。先々のことは分かりませんが、当面は駐車場として使用するという希望を持っておられます。
議 長	2号、3号につきまして、14番 中田委員、もしくは河野委員、お願いいたします。
中田委員	16日に、推進委員の河野さん及び市の担当者の方と、現地確認に参りました。 写真のとおり、2号については周辺に何にもない地域になっておりますので、よろしくお願ひします。 3号につきましては、田んぼの中ほどですが、ここは周りが全部非耕作地になっておりまして、何かできないか考えておられたようですけれども、なかなかまとまらないので、そこにこういう事業が始まったようです。よろしくお願ひします。
議 長	4～6号につきまして、3番 佐々木委員、お願いいたします。
佐々木委員	先日、事務局のお二人と現地を確認しました。初めてのケースでいろいろ司法書士さんが来られて説明を受けました。これに関しては、許可を出して良いと思います。太陽光発電、これが劣化して将来的にダメになった時に、地主さんへの負担がかからないようにお願ひしますということは伝えました。
議 長	7号につきまして、18番 奥迫委員、もしくは大谷委員、お願いいたします。
奥迫委員	事務局のご説明どおりです。よろしくお願ひします。
議 長	以上で、第5条申請について、全ての説明が終わりました。 皆様方からご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。
佐々木委員	先ほどの私が担当した件ですが、太陽光発電の許可期間が「永久」となっており、そこが心配なのですが、その会社が倒産したりして、その土地の地主さんやその子供さんにずっとということなので、「永久」という書き方でいいのかどうなのか、そういうことってあるのでしょうか。
事務局長	地主さんと業者さんの契約書の中に、「永久」という言葉が入っておりま

	<p>して、先ほど言われたような問題が発生した場合には、当然、業者さんと地主さんとの話し合っ解決していただくということになっております。</p>
佐々木委員	<p>太陽光発電の契約をされる時には、ほとんど「永久」という言葉が付くのですか。</p>
事務局	<p>申請書のほうには、許可日から「永久」というふうに申請されています。後は契約内容の問題だと思います。確かに、佐々木委員の言われるとおり、他の所で、太陽光を付けていつまで使えるのだろうか、というような話をあちこちで聞きますけれども、最終的には契約内容で対応をされるのではないかと思います。ダメになったら次の太陽光だとか、保険で対応するとか、そういった話を聞いておりますが、契約内容まで私たちは把握しておりませんので、はっきりとしたことは言えません。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。 その他、ございませんでしょうか。</p>
三浦委員	<p>1号についてですけれども、説明では急斜面であると聞きました。写真を見ますと、上に市道らしきものが通っております。この道路の現況はどうなのでしょう。 同時に、道路の管理者である浜田市は同意をされているのかどうか、ということです。 それと、4～6号です。始末書を見ますと、農地を許可なく別の転用目的に造成しましたとあります。写真を見ますと、工事のための道路ではなく、写っている家のための道路に見えます。 本当に、この業者が農地の転用目的外に造成したのでしょうか。それと、いつ造成したのでしょうか。</p>
事務局	<p>(1号について) この申請は、農地法の許可を得るものであって、これから造成される場合には、道路管理者と協議しなければならないと思いますので、そのような手続きで進められるのではないかと思います。 (4～6号について) この道路の所は、前から農地だったかもしれませんが、作業をするのに通る必要があるもので、地役権または地上権を設定して、通行ということで許可を得ておられました。その時に地目を変更してなくて、その後ケーブルを埋めたり電柱を立てた後に、前の太陽光の会社が倒産されたと聞いております。現在、申請者である今の会社が太陽光の業務を引き継いでおりますが道路は、農地でありながら、個人で付けられたのか、会社が付けられたのかは把握しておりません。</p>
議長	<p>その他、ございませんでしょうか。</p>

	<p>無いようですので、採決に入らせていただきます。</p> <p>第5条申請について、7件ございましたが、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で、農地法第5条申請につきましては、承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第6号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して、農業委員会が認めて交付されるものです。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、三隅町井川〇〇ほか3筆の田、合計面積1,272㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>申請者から、昭和50年月日不詳により耕作放棄、現況原野であると申請されています。</p> <p>2～3号について、説明いたします。</p> <p>2号の申請地は、下府町〇〇の田、1,257㎡、3号は、下府町〇〇ほか1筆の田、合計面積1,849㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>申請者から、昭和62年月日不詳により耕作放棄、現況原野であると申請されています。</p> <p>転用統制外証明願は、以上3件でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がございました。担当委員さんから補足説明がございましたらお願いいたします。</p> <p>1号につきまして、6番 野上委員、もしくは領家委員、お願いいたします。</p>
領家推進委員	<p>現地確認いたしまして、実際、原野になっており、やむ無しかなと思</p>

	います。よろしくお願ひします。
議 長	2～3号について、14番 中田委員、もしくは河野委員、お願ひいたします。
中田委員	先ほどありました、太陽光と同じ地域でありまして、この付近一帯が非耕作地になって、年月が経って木等も生えている状況になってい ます。やむを得ないと思ひますので、よろしくお願ひします。
議 長	以上で、転用統制外証明願について、全ての説明が終わりました。 皆様方から、ご意見、ご質問等がございましたら、お願ひいたします。
議 長	無いようでございますので、質疑を打ち切り、採決に入ります。 転用統制外証明願につきまして、ご承認されます農業委員の方の挙手 をお願ひいたします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	ありがとうございます。以上で、転用統制外証明願については承認 されましたので、そのように処理をいたします。
議 長	続きまして、報告事項につきまして、事務局の説明をお願ひします。
事務局	はじめに、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定に ついて報告いたします。 この申請は、土地所有者が所有する家屋を空き家バンクに登録し、空 き家に附属する農地について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段 の面積の指定を受けます。 土地所有者が別段面積の指定を受けることにより、空き家を購入され る方が、空き家とあわせて農地を通常の下限面積以下の1a以上として 農地法第3条で取得できる制度です。このチラシのほうに、この制度が 書いてあります。 この制度により、遊休農地の解消、定住促進、新規就農などを目的として おります。 この報告と同様の案件を、今年の3月にもご報告させていただいてお ります。 それでは、1号について、報告させていただきます。 申請地は、金城町追原〇〇ほか3筆の田畑、合計面積2,312㎡です。 空き家は、〇〇にあります。 この申請につきましては、担当委員と事務局で現地確認し、農地法第

	<p>3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の指定する要件に該当すると判断させていただいております。</p> <p>今後、空き家を含めた農地の購入を希望する方がおられますと、農地法第 3 条申請をされ、指定された農地の一部又は全部を購入される予定です。</p> <p>続きまして、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について、報告いたします。</p> <p>1 号と 2 号について、説明いたします。資料 23～24 ページをご覧ください。届出内容は、金城町〇〇の田、274 m²のうち 15 m²と金城町波佐〇〇の田、806 m²のうち 15 m²です。場所は、〇〇です。この届出は、KDDI 株式会社の携帯電話無線基地局を設置する届出です。工事期間は、令和 3 年 12 月から令和 4 年 3 月末日までの予定となっております。</p> <p>3 号について、説明いたします。資料 25～26 ページをご覧ください。届出内容は、三隅町岡見〇〇の田、269 m²のうち 15 m²です。場所は、〇〇です。この届出も同様に、KDDI 株式会社の携帯電話無線基地局を設置する届出で、工事期間は、令和 3 年 12 月から令和 4 年 3 月末日までの予定となっております。</p> <p>続きまして、資料はありませんが、農地パトロール用タブレットの導入という情報が入っております。</p> <p>国においては、遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、出し手・受け手の意向等をタブレットで把握し、データベース化等を支援する事業を実施する予定です。</p> <p>現在のところ、各市町村へ配分されるタブレットの予算は、全額、国の補助の予定です。台数は農地利用最適化推進委員の半数となっており、浜田市においては 9 台の予定だそうです。来年度の農地パトロールにあわせて導入することを目標・予定とされています。</p> <p>詳細につきましては、今後、国・県等の通知などにより、総会等でお知らせさせていただきたいと思っております。これは、全国的に一斉に行うということです。</p> <p>報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項、何件かございました。一番最後のタブレットの件は、推進委員さんが 18 名おられて半分しか無いと、誰が使うのかということになりますので、できれば市のほうで予算化していただいて、せめて推進委員さん全員に行き渡るように、ご配慮をお願いしたいと思います。即答は無理にしましても、そのつもりでやっていただき、農業委員全員にと言いたいところですが、そこまで言っても大変でしょうから、段階的に</p>

	<p>導入していただくようお願いいたします。なぜかという、地図の番地と現場が全然合わないからです。</p> <p>地籍調査が終わった所はまだ良いにしても、そうでない所は、番地があっても土地が無い、土地があっても番地が無いなど、たくさんあります。</p> <p>タブレットを入れることによって、こういったことを少しでも解消できればと国は考えているようでございます。農地が荒れることを防ぐために、また近々法律が変わるようなことが農業新聞に書いてございましたが、段々と厳しく、シビアになっていくような気持ちになっていますので、市のほうで、できましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>以上で、報告事項が終わったわけでございますが、何か皆様方のほうで、ご意見なり、ご質問等がございましたらお願ひしたいと思っております。</p>
議 長	<p>ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、その他事務局からございましたらお願ひいたします。</p>
事務局	<p>この後、植本さんにお話ししていただいて、その後に、農業者年金の説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>(農業者年金の資料の説明)</p>
議 長	<p>それでは、植本さん、お願ひします。</p>
農業振興公社 農地集積相談員	<p>(「農地機構だより」第38号の説明)</p>
議 長	<p>植本さん、ありがとうございます。</p> <p>その他全体を通じまして、皆さん方のほうで、ご意見なり、ご質問なりございましたら、ご発言をお願ひしたいと思ひます。</p> <p>ございませんでしょうか。</p>
議 長	<p>では、ご意見なり、ご質問が無いようでございますので、以上を持ちまして、第11回総会を終了します。</p> <p>あともう一週間足らずで、今年も終わるわけでございますが、どうか皆さん方、ご家族お揃いで良いお年をお迎えいただきますようご祈念申し上げ、終わらせていただきます。どうも、ありがとうございます。</p>

終了 午前10時35分

